

【バス旅行のご案内】

バス旅行を今年も実施させていただきます。

昨年は、多くの方より(土)(日)に実施して欲しいとご要望を頂きました。しかしながら検討致しました結果、現在(土)(日)にガイド・ショートステイ等でご利用頂いている方へのサービス提供を縮小させることが困難であり、今年についても平日開催とさせていただきます。

【行先】 淡路島 (あわじ花さじき)

【日時】 10月25日 木曜日

【時間】 9:00 ~ 18:00(終了時間は予定)

【費用】 お一人様 8,000円

【連絡】担当:中木・松原 締切り 10月15日まで



まえほ
つうしん
前穂通信

ホットライン開設のご案内

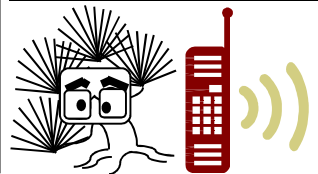
「松原さんに、今日会えたから話すけれど、実はね・・・。」と半年前の苦情をお聴きする事が先月ありました。お気持ちを伺って、お詫びを申し上げた後で、敢えて、私からも申し上げました。

「なぜ、その時に事業所にお電話1本頂けなかったのですか？すぐさま改善致しましたのに・・・。」

松原の携帯を緊急ホットラインとして公開させていただきます。但し、現場で直接処遇にも当たっておりますので、その場で出られない時もありますが、必ず後からお掛け直し致します。どうか、ご活用下さい。

【緊急ホットライン】 070-5667-7760

発行日	2007年10月1日
発行元	自立センター前穂 〒569-1022 高槻市日吉台 1番町21-18 072-689-8600



ショートステイからのご案内 ~食事提供体制加算について~

最近の行政とのやりとりの一部について皆様にご報告致します。短期入所・日中一時支援をご利用の低所得者の方には、食事提供体制加算というものが適用されており、その方たちには安価でお食事を提供することができておりました。

しかしながら、この9月に突如、大阪府より指導が入り、昨年の10月31日付の厚生労働省通知文書によると、「前穂の食事体制では、加算が適用されないから遡って返還せよ。」と申し渡されました。事を整理してみますと、確かに昨年の通知文書には明記されていました。しかし、その事実を大半の関係者が誰も知らなかったという事実がありました。

我々としては、もし返還となれば運営に痛手を蒙りますが、今後の制度改変の礎になればとの思いで、行政と調整を続けてまいりました。結果、全国的に我々と同様に返還をしなければならない事業者が多いことがわかり、遡っての返還は中止となり、経過措置(9月30日まで旧方法で適用を認める)がとられました。

10月1日より、食事提供体制加算は頂くことはできませんが、当面は費用を従来どおり据え置きさせていただきます。現在、食事提供体制加算の適用が可能になる方法について検討中であります。

【食事提供体制加算の取扱いの定義】

※食事提供体制加算が請求できる事業所は、大阪府が認めた事業所とします。施設内の調理室を使用して調理して食事を提供するか、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル・クックフリーズ・クックサーブ※又は真空調理(真空パック)法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものであることが条件となります。